

水道事業者等への指導監督について

立入検査について

【目的】

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することを目的に実施。

【検査対象】

- ・ 厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業
- ・ 水道管理業務受託者
- ・ 国が設置する専用水道
- ・ 水道施設運営権者

【確認項目】

需用者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等について確認。

＜具体的には＞

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ① 資格等に関する事 | （水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等） |
| ② 認可等に関する事 | （認可や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等） |
| ③ 水道施設管理に関する事 | （施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等） |
| ④ 衛生管理に関する事 | （健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況 等） |
| ⑤ 水質検査に関する事 | （水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等） |
| ⑥ 水質管理に関する事 | （水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等） |
| ⑦ 危機管理対策に関する事 | （自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等） |
| ⑧ 情報提供等に関する事 | （情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等） |
| ⑨ 資源・環境に関する事 | （水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等） |
| ⑩ その他 | |



立入検査の実施状況について

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数				指摘件数（延べ）	
	上水	用供	水道管理 業務受託者	計	文書	口頭
H30	40	2	1	43	101	212
R1	22	7	5	34	49	105
R2	24	3	4	31	69	85
R3	4	0	0	4	15	25
R4	13	0	3	16	26	17

令和4年度 指摘件数の内訳

令和4年度	指摘内訳	文書	口頭
①	資格等に関すること	2	0
②	認可等に関すること	10	3
③	水道施設管理に関すること	5	3
④	衛生管理に関すること	2	1
⑤	水質検査に関すること	4	1
⑥	水質管理に関すること	1	1
⑦	危機管理対策に関すること	0	8
⑧	資産管理に関すること	1	0
⑨	住民対応に関すること	1	0
⑩	資源・環境に関すること	0	0

令和4年度 主な文書指摘事例

・資格等に関すること

◎布設工事監督者としての指名がなされていなかった。

・認可等に関すること

◎維持管理の業務委託をしていたが、届け出がなされていなかった。

◎認可を受けた浄水方法で給水していなかった。

◎給水開始前の検査が実施されていない工事があった。

・水道施設管理に関すること

◎管路について、点検頻度等を定め、適切な時期に点検を行っていなかった。

◎定期点検の結果、一部の施設について異状に対する評価がなされていなかった。

・衛生管理に関すること

◎消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていなかった。

・水質検査に関すること

◎委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。

・水質管理に関すること

◎紫外線処理設備を整備する等の認可を受けていたが、当該設備が設けられていなかった。

・資産管理に関すること

◎水道施設台帳が作成されていなかった。

・住民対応に関すること

◎事業年度の開始前に水質検査計画を情報提供していなかった。



立入検査結果の公表等について

■ 指摘事項に対する改善報告

- ✓ 改善報告には、**具体的な改善内容及び解消時期等を明記**すること。
なお、報告内容によっては、改善報告の差し替えや、成果物の提出を求める。
- ✓ 指摘事項に対する**改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行う**。

■ 立入検査結果の公表について

- 立入検査の結果は、厚生労働省水道課ホームページに掲載。
「厚生労働大臣認可事業者への指導監督に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/shidou/index.html>
- 立入検査で確認された好事例についても上記サイトに掲載（令和元年度実施分～）。

■ 立入検査結果の活用について

厚生労働省水道課ホームページで公表している立入検査の指摘結果を活用して、自らの水道事業等の点検を行い、適正な水道事業の管理・運営に努めていただきたい。

